

# 島根CO<sub>2</sub>吸収認証制度実施要領

平成22年 3月 8日	森 第 1518 号	部長通知
平成23年 3月 4日	森 第 1510 号	部長通知
平成23年10月 1日	森 第 953 号	部長通知
最終改正 平成24年 4月 2日	23森第1777号	部長通知

## 第1 目的

この要領は、島根県における森林整備の推進に資するために実施する、県内の森林における森林整備に伴うCO<sub>2</sub>吸収量の認証について必要な事項を定める。

## 第2 認証の区分

県内の森林で実施された森林整備に伴うCO<sub>2</sub>吸収量を認証し、以下のとおり区分する。

### (1) 実践型:しまね企業参加の森づくり(CO<sub>2</sub>吸収認証制度)

企業等が森林整備に関する協定等を市町村等と締結し、企業等が自ら実施する森林整備を認証する場合。

### (2) 寄附型

企業等が市町村の提案したテーマの森林整備に寄付を行い、森林所有者等が実施する森林整備を認証する場合。

### (3) 活動支援型

企業等が住民団体、学校、NPO等の実施した森林整備活動に寄付を行い、寄付の対象となった森林整備を認証する場合。

### (4) 寄付者提案型

企業等が自ら提案した森林整備に寄付を行い、森林所有者等が実施する森林整備を認証する場合。

## 第3 島根の森づくりCO<sub>2</sub>吸収認証

### 1 認証対象者

CO<sub>2</sub>吸収認証の対象者は以下の者とする。

#### (1) 実践型:しまね企業参加の森づくり(CO<sub>2</sub>吸収認証制度)

県内において、市町村等と協定等を締結して自ら森林整備を行う者。

#### (2) 寄附型、寄付者提案型

県内で実施される森林整備に対して、以下の金額以上の寄付を島根県に行う者。

- ① 個人の場合 5,000円以上
- ② 個人以外の場合 50,000円以上

#### (3) 活動支援型

県内で森林整備を実施した者又はこの活動を支援するため以下の金額以上の寄付を島根県に行う者。

- ① 個人の場合 5,000円以上
- ② 個人以外の場合 50,000円以上

### 2 認証対象事業

CO<sub>2</sub>吸収認証の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、植栽、下刈り、除伐、間伐とし、森林整備の基準(別表)を満たし、健全な森林の成立が見込まれるものをいう。

### 3 認証対象森林及び面積

- (1) CO<sub>2</sub>吸収認証の対象となる森林(以下「対象森林」という。)は、対象事業が実施された県内の森林とする。
- (2) 認証対象面積は、1施行地の面積が0.1ha以上の森林とする。

### 4 CO<sub>2</sub>吸収量の算定

- (1) 認証するCO<sub>2</sub>吸収量は、京都議定書における森林吸収量の算定方法として採用されている蓄積変化法により算定することとし、算定方法については別に定める。
- (2) CO<sub>2</sub>吸収量認証は、1年間の吸収量を算定する。

### 5 認証対象候補森林の登録

- (1) 市町村は、対象森林または対象森林の候補となる森林(以下「候補森林」という。)の登録を、しまね森林活動サポートセンター(以下「センター」という。)に様式第1号により申請する。  
なお、活動支援型の対象森林として登録できる森林は森林整備を完了して1年以内の森林に限る。
- (2) センターは、申請の内容が適正と認められる場合は、申請のあった森林の森林整備費用及びCO<sub>2</sub>吸収量を算定の上、この森林を対象森林または候補森林として登録し、公表する。
- (3) 実践型:しまね企業参加の森づくり(CO<sub>2</sub>吸収認証制度)により協定企業等が協定事業地で森林整備活動を実施する場合は、「既協定森林」を「候補森林」と読み替える。
- (4) 寄付者提案型は、寄付者が提案する森林整備に対して応募のあった森林のうち、事業の目的に照らして適正と認められる森林について、CO<sub>2</sub>吸収量を算定の上、候補森林として登録、公表する。

### 6 認証手続き

- (1) 実践型:しまね企業の森づくり(CO<sub>2</sub>吸収認証制度)
  - ア 候補森林において対象事業を実施し、CO<sub>2</sub>吸収認証を受けようとする者は、センターに対して申請書(様式第2号)を提出する。
  - イ センターは、申請書の内容が適正と認められる場合は、様式第3号により対象事業の実施について申請者に通知する。
  - ウ 申請者は、対象事業の完了後30日以内に、センターに対して実績報告書(様式第4号)を提出する。
  - エ センターは実績報告書の内容を確認し適正と認められる場合は、県に対して様式第5-1号により報告する。
  - オ 県は実績報告書の内容を確認するとともに、現地調査を実施し、対象事業が適正に実施されていると認められる場合は、申請者に対して「CO<sub>2</sub>吸収認証書(様式第6号)」(以下「吸収認証書」という。)を発行しセンターに送付する。
  - カ センターは申請者へ吸収認証書を送付するとともに、様式5-2号により当該市町村に報告する。
- (2) 寄附型
  - ア 候補森林における対象事業に対して、その費用を寄付しCO<sub>2</sub>吸収認証を受けようとする者は、センターに対して申請書(様式第7号)を提出する。  
なお、併せてこの制度を活用した普及啓発事業を行う場合はその旨を記載する。
  - イ センターは、申請書の内容から候補森林を選定し、様式第8-1号により申請者に通知する。  
なお、普及啓発事業を実施する場合はその経費を併せて通知する。

- ウ 申請者は、イの通知内容について承諾した場合は、承諾書(様式第8-2号)をセンターへ提出する。
- エ センターは申請者から承諾書の提出を受けた場合は、申請書・承諾書の写しを添付のうえ県へ報告する。(様式第8-3号)  
県は、報告を受けた場合は、申請者に納入通知書を送付する。
- オ 県は、寄付金の納入を確認した場合は、寄附金受領証明書(様式第9号)を申請者に送付するとともに、センターに実施通知(様式第10-1号)を行う。
- カ センターは、様式10-2号により当該市町村に事業採択を通知する。  
当該市町村は様式第10-3号により森林組合等に事業採択を通知する。
- キ 森林組合等は対象事業の完了後当該市町村あて実績報告書(様式第11-1号)を提出する。  
当該市町村は様式第11-2号によりセンターあてに実施報告を行う。
- ク センターは実績報告書の内容を確認し適正と認められる場合は、事業実施報告書(様式11-3)を作成し、県に報告する。
- ケ 県は、事業実施報告書の内容を確認し、対象事業が適正に実施されていると認められる場合は吸収認証書を発行しセンターに送付する。
- コ センターは県から吸収認証書を受領後、申請者あてに吸収認証書を送付するとともに第4に規定するみーもポイントを発行する。

### (3)活動支援型

- ア 対象森林における対象事業に対して、その費用を寄付しCO<sub>2</sub>吸収認証を受けようとする者は、センターに対して申請書(様式第7号)を提出する。
- イ センターは、申請書の内容から候補森林を選定し、様式第8-1号により申者に通知する。
- ウ 申請者は、イの通知内容について承諾した場合は、様式第8-2号により承諾書をセンターへ提出する。
- エ センターは申請者から承諾書の提出を受けた場合は、申請書・承諾書の写しを添付のうえ県へ報告する。(様式第8-3号)  
県は、報告を受けた場合は申請者に納入通知書を送付する。
- オ 県は、寄付金の納入を確認した場合は、寄附金受領証明書(様式第9号)を申請者に送付するとともに、吸収認証書を発行しセンターに送付する。
- カ センターは県から吸収認証書を受領後、申請者に対して、吸収認証書を送付するとともに第4に規定するみーもポイントを発行する。  
また、様式12号により当該市町村へ通知する。
- キ 森林整備を完了して1年を経過した対象森林で寄付者がいない場合、センターはその旨を県に報告し、森林整備者あての認証書の発行を依頼する。
- ク 県は認証書を発行し、センターあてに送付する。
- ケ センターは森林整備実施者あてに認証書を送付するとともに、様式13号により当該市町村へ通知する。

### (4)寄付者提案型

- ア 寄付者等が自ら提案する森林整備について、その費用を寄付することにより対象事業を達成し、CO<sub>2</sub>吸収認証を受けようとする者は、センターに対して事業提案書(様式第14号)を提出する。
- イ センターは申請書の内容を確認し、様式第15号により市町村に対し提案事業の募集を行う。
- ウ 市町村は、提案事業について実施希望があれば、指定された様式により事業の候補となる森林と事業計画案をセンターに提出する。

- エ センターは、市町村から提出のあった候補森林及び事業計画案の確認を行い、適正と認められる場合は様式第16号により申請者に通知する。
- オ 申請者は、エの通知内容について承諾した場合は、承諾書・吸収認証申請書(様式第17号)をセンターに提出する。
- カ センターは申請者から承諾書の提出を受けた場合は、様式第18号により承諾書・申請書の写しを添付し県へ報告する。報告を受けた県は、申請者に納入通知書を送付する。
- キ 県は寄付金の納入を確認した場合は、寄付金受領証明書(様式第9号)を申請者に送付するとともに、センターに様式第10-1号により実施通知を行う。
- ク センターはキの通知を受けたときには、当該市町村に対して様式第19号により事業採択通知を行う。
- ケ クの事業採択を受けた市町村は、対象事業の完了後、速やかに様式第20号によりセンターに実施報告を行う。
- コ センターは、ケの実施報告があったときには内容を確認し適正と認められる場合には、事業実施報告書(様式第11-3号)を作成し、県に報告する。
- サ 県はクの事業実施報告書の内容を確認し、対象事業が適正に実施されていると認められる場合は吸収認証書を発行しセンターに送付する。
- シ センターは県から吸収認証書を受領後、申請者あてに吸収認証書及びコの事業実施報告書の写しを送付する。

#### 第4 みーもポイント

- (1) 認証センターは寄附型及び活動支援型で吸収認証書(様式6号)の交付を受けた者に対して寄附金額に応じて商品等と交換できる「みーもポイント」(以下「ポイント」という。)を発行する。
- (2) ポイントの取り扱いは別に定める。

#### 第5 証書の発行手数料等

- (1) 吸収認証書  
発行手数料は無料とする。

#### 第6 広告・宣伝への利用

- (1) 認証を受けた者は、吸収認証書の内容を広く広報宣伝活動に利用することができる。
- (2) 他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することを妨げない。

#### 第7 その他

- (1) 第3の5の対象・候補森林を申請する場合は、市町村は地域の特色を活かした森林のキャッチコピー及び地域の特色を活かしたポイントの活用策を作成し、添付すること。
- (2) この要領に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は別に定める。

#### 附則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別 表(第3の2認証対象事業関係)

森林整備の基準

1植 栽

樹 種	植栽本数(1ha当たり)
スギ・ヒノキ	1,000本以上
アカマツ・クロマツ	1,000本以上
広葉樹	1,000本以上
その他針葉樹	1,000本以上

2下刈り

10年生以下の林分において雑草木を除去すること。原則として全面刈り払いとする。但し、造林木を中心に1m四方以上雑草木を除去する部分下刈りでもよい。

3除 伐

植栽木以外の不用木を除去すること。

4間 伐

間伐率は、概ね20%(本数率)以上であること。